

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番号		所管	こども青少年局企画部青少年課(放課後事業)		
名称	留守家庭児童対策事業ICT化推進補助金				
交付先	留守家庭児童対策事業補助金交付対象事業者(放課後児童クラブ)				
交付目的	放課後児童クラブにおけるICT化を推進し、業務の効率化を図ることを目的とする				
事業の概要	クラウド環境を活用して、放課後児童クラブに関する業務の効率化を図るためのICT機器の導入に係る経費について補助する。				
算定額及び積算	ICT機器購入経費補助 @200,000×112カ所				
事業開始年度	令和7年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称					
補助率等	・補助基準額:200千円、補助率:100%(上限:一千円) クラウド環境の導入は、全ての放課後児童クラブが一斉に行わなければ、業務効率化の効果が十分得られないことから、機器の導入を行うための補助を行う必要がある。				
財源の有無	国 <input checked="" type="checkbox"/> (1/3)	府 <input checked="" type="checkbox"/> (1/3)	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/> ()	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	法人				
性質別分類	その他事業補助				
終期					
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	児童福祉法に規定される放課後児童健全育成事業実施者(放課後児童クラブ)に対する補助であり、放課後児童クラブの業務効率化による事務負担軽減を図ることで、児童の育成支援を行う時間をより長く確保することが可能となる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	クラウド環境の導入は、全ての放課後児童クラブが一斉に行わなければ、業務効率化の効果が十分得られないことから、機器の導入を行うための補助を行う必要がある。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	補助金申請等をクラウド環境で行うことは、DX推進の観点からも有効である。 また、各放課後児童クラブの状況に応じた機器の導入が行えることから、補助による方法が有効かつ効率的である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	留守家庭児童対策事業補助金交付対象事業者(放課後児童クラブ)は、公募の上、新規申し込み時に審査を経て決定している。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	クラウド環境の導入を行う放課後児童クラブの割合 目標値100% 測定方法:毎年度末現在における導入割合
--------	--

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番 号	こども青少年局幼保施策部幼保企画課				
名 称	大阪市乳児等通園支援事業運営補助金				
交付先	社会福祉法人等				
交付目的	大阪市乳児等通園支援事業実施要綱(以下、「実施要綱」という。)に基づき、本市において乳児等通園支援事業を実施する者に対し補助金を交付することにより、大阪市の乳児等通園支援事業実施施設の開設の推進を図る。				
事業の概要	大阪市乳児等通園支援事業を実施する者に対し、運営に関する経費(人件費等)を補助する。				
算定額及び積算	【合計:130,167千円】 試行的事業実施施設(1施設:28人 7月～の9ヶ月事業実施)(受入れ枠:448人) 3,486,600円×16施設=55,785,600円 新規事業者(1施設:28人 10月～の6ヶ月事業実施)(受入れ枠:896人) 2,324,400円×32施設=74,380,800円				
事業開始年度	令和7年度	交付方法	通常払い(補助金額確定後)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例等の名称	大阪市乳児等通園支援事業運営補助金交付要綱				
補助率等	補助基準額:-、補助率:100%				
財源の有無	国 <input checked="" type="checkbox"/> (3/4)	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input type="checkbox"/>	
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/> ()	府 <input type="checkbox"/> ()	その他() <input type="checkbox"/> ()	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
交付先の分類	法人				
性質別分類	施設運営費補助				
終 期	令和7年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	保育所や認定こども園等に通っていないこども(生後6か月から満3歳未満)の育ちを支援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的としており、公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	国が定める基準に従ったものであり、妥当である
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	新たな実施施設を確保するためには最適な方法である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	事業者公募により決定しているため、公平性が担保されている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	利用二一ズ見込みに対応し、月あたり1,344人分の枠を確保する。 測定方法:毎年4月1日現在の利用見込みによる。
--------	---

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

番号		所管	子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課				
名称	養育費に関する強制執行着手金補助金						
交付先	ひとり親家庭の母または父						
交付目的	養育費の受け取りは子どもの重要な権利であり、大阪市が率先して養育費保証の取り組みを行うことで、養育費の支払いは親の強い義務であることを当事者や社会が認識する契機とする公正証書等により養育費の取り決めをしているが受け取ることができない方について、強制執行を行う際に発生する費用面での負担を取り除き、ひとりでも多くの方が本来受け取るべき養育費を支払ってもらうよう、強制執行に関する補助を行う。						
事業の概要	公正証書等により養育費の取り決めをしているが受け取ることができない方について、強制執行を行う際に発生する費用面での負担を取り除き、ひとりでも多くの方が本来受け取るべき養育費を支払ってもらうよう、強制執行に関する補助を行う。 ・養育費の強制執行着手金本人負担分(10/10)						
算定額及び積算	約20人(申込者数)×150,000円(補助上限)＝3,000千円 (申込者数は、他都市における強制執行補助件数を基に算出)						
事業開始年度	令和7年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)			
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input type="checkbox"/>		
法律・条例等の名称							
補助率等	補助基準額: 公的機関で決められた額、補助率: 10/10(上限: ー)						
財源の有無	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/>	()	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	()	府 <input type="checkbox"/>	()	その他() <input type="checkbox"/>	()	無 <input checked="" type="checkbox"/>
交付先の分類	個人						
性質別分類	その他(個人に対する補助など)						
終期	令和11年度						
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(提案型以外) <input type="checkbox"/>		無 <input checked="" type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>					
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由				

(2) ガイドラインにおける基本的視点

	基本的視点	説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	養育費の強制執行補助を行うことにより、養育費の受領率を向上させることを目的としており、公益性があると考え。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	相乗効果やインセンティブ効果を高める必要があることから補助率は10/10であるが、対象経費は弁護士会への聞き取りにより着手金として妥当な額としていることから、妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	子どもの健やかな成長のために必要な養育費の履行確保により、平均収入が一般世帯の約4割(R5本市実施の実態調査結果による)である母子世帯や父子世帯の増収に寄与していることから、有効性があると考えられる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	養育費の取り決め内容の債務名義を有しているひとり親家庭の父または母のみを対象としていることから、公平性は確保されている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	養育費の受給割合を令和5年度調査結果よりも向上させる。 「大阪市ひとり親家庭等実態調査(令和10年度)」
--------	---